

◎給食センター整備・運営に係る事業手法案について

1 事業手法案

DBO 方式により設計・建設・運営を一括して発注する。

2 検討内容

(1) DBO 方式・PFI (BT0) 方式と直営方式の比較

ア 施設整備

DBO 方式・PFI (BT0) 方式では、設計・建設段階において、実際に運営する民間の調理事業者が他の給食センター等で培った経験等を踏まえた意見が反映され、作業環境、動線、人員配置などに責任を持った施設整備が行われるため、直営方式で実施する場合よりもコストの削減や運営品質の向上が期待できる。

イ 運営

本市では、10,000 食規模の給食センターの運営等に関する知識・経験がないため、民間の調理事業者が有する知識・技術的能力を活用する方が直営方式で実施する場合よりも効率的な運営が期待できる。

【DBO 方式・PFI 方式への懸念事項として意見等があった内容】

①献立作成、食材調達、食育を民間に委託するべきではなく、直営で実施すべきである。

⇒献立作成、食材調達、食育は DBO 方式・PFI (BT0) 方式においても教育委員会が責任を持って行う。

②調理を民間委託すると栄養教諭等の考え方を反映するのが難しいことや指示等が出せないのではないか。

⇒DBO 方式・PFI (BT0) 方式においても給食センターに常駐する市職員・栄養教諭等が運営事業者の責任者を通じて円滑な連絡体制をとることができる。

上記ア・イを踏まえ、給食センターの整備・運営に係る事業手法は設計・建設・運営を一括して発注する方式（DBO 方式・PFI (BT0) 方式）とする。

(2) DBO方式とPFI(BTO)方式の比較

ア VFM比較

事業手法	VFM *現在価値換算後
DBO方式	8.5% (約11.8億円)
PFI(BTO)方式	7.1% (約9.8億円)

※導入可能性調査最終報告書から引用

[VFM差の要因]

・調達金利

PFI(BTO)方式では民間資金で調達する部分をDBO方式では起債により調達するが、民間資金の金利よりも起債の金利の方が利率が低くなる見込みである。また、PFI(BTO)方式では建物引き渡しまで対価が支払われないため、事業者が短期借入により調達する分の金利も費用として含まれる。

・SPC(特別目的会社)の設置・運営費用

PFI(BTO)方式で整備した給食センターの先行事例では、SPCの設置が一般的であり、その設立・運営に要する費用を見込んでいる。(DBO方式ではSPCの費用を見込んでいない。)

イ 地元事業者の参画

導入可能性調査における事業者アンケート・ヒアリングの結果、PFI(BTO)方式と比較すると、SPCへの出資等、事業者側のリスク・コストがないことなどから、地元事業者からはDBO方式の方が参加しやすいとの回答があった。

上記ア・イを踏まえ、給食センターの整備・運営に係る事業手法はDBO方式とする。